

稲門女性ネットワーク規約

施行 1995年7月2日
改正 1999年7月10日
改正 2000年12月10日
改正 2006年7月15日
改正 2009年7月4日
改正 2010年7月17日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、稲門女性ネットワーク (TOHMON WOMEN'S NETWORK 略称:TWN)と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を深め、かつ早稲田大学との関係を密にして、後輩を助成し、大学の事業に協力し、社会に貢献することを目的とする。

第2章 会員

(会員資格)

第3条 本会は、関東地方〔1都6県〕に居住または勤務する女性による組織で、次の会員により構成する。

- 一 早稲田大学卒業生および在籍した者
 - 二 早稲田大学大学院修士課程、博士後期課程修了者および在籍した者
 - 三 早稲田大学の聴講生および大学院の研修生であった者
 - 四 教職員校友
 - 五 推薦校友
- 2 その他、上記一～五の条件を満たす女性で役員会が入会を認めた者。この場合は居住地、勤務地を問わない。

(会費)

第4条 会員は、所定の会費を納入するものとする。

2 会費に関する事項については別に規定を設けるものとする。

(届出)

第5条 会員は、その住所、氏名を変更したときには速やかに届け出るものとする。

る。

(名誉会員)

第6条 本会の発展に多大の貢献をした者を総会の承認を得て名誉会員とすることができる。

2 名誉会員の年会費は免除する。

第3章 役員

(役員の構成)

第7条 本会は、会員から選出された次の役員で構成する役員会により運営する。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 幹事長 1名
4. 幹事 10名以内
5. 会計幹事 2名
6. 会計監査 2名

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおり。

- 一 会長は、会務を統括して、本会を代表する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等生じた場合は会務を代行する。
- 三 幹事は、幹事長を1名選出し、会の執行を分担して行うとともに運営の責任を負う。
- 四 会計幹事は、会計を担当する。

(役員の選出方法)

第9条 役員は、次の方法により選出する。

- 一 役員は、総会において選出する。ただし、初年度の役員は設立発起人のうちから選出する。
- 二 会長、副会長は役員会における互選もしくは、同会の推薦により選出される。
- 三 幹事長、会計幹事、会計監査は役員会における互選により選出する。

(役員の任期)

第10条 すべての役員の任期は1期2年とし、連続3期を限度とする。

(役員の補充)

第11条 役員に欠員が生じた場合は、役員会が対応策を協議して決定する。

第4章 会議

(総会)

- 第12条 総会は、会長が年1回招集し、会長および幹事長が会の事業報告をする。
- 2 会長は必要に応じ臨時総会を招集することができる。
- 3 総会の議長は、会長が務める。ただし、会長の指示のもとに幹事をもって代行させることができる。
- 4 総会は、会員の五分の一以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。
- 5 総会は、出席者の過半数をもって決議する。

(役員会)

- 第13条 役員会は、随時行い、会の事業を執行する。

第5章 顧問

- 第14条 本会は、必要に応じ、男女を問わず顧問を若干おくことができる。選出は役員会に一任する。

第6章 賛助会員

- 第15条 本会の趣旨に賛同し、本会の発展に賛助できる者を賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員に関する規定は別に定める。

第7章 事業

- 第16条 本会は、次の事業を行う。
- 一 総会の開催
 - 二 会員相互の親睦と交流を図る事業
 - 三 本会の目的、趣旨に沿う事業
 - 四 早稲田大学各稲門会との関連事業
 - 五 後輩を助成する事業

第8章 委員会

- 第17条 本会は、役員会の下に事業の遂行に必要な委員会を設けることができる。
- 2 委員会には、幹事が少なくとも1名は参加するものとする。

第9章 会計

(会計年度)

- 第18条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終る。

(費用)

- 第19条 本会の費用は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てるものとする。

(予算および決算)

- 第20条 本会の毎会計年度の予算および決算は、役員会で決定されるものとする。
- 第21条 本会の毎会計年度の決算は、総会時において出席者の過半数の承認を得るものとする。

第10章 会則の改正

- 第22条 本規約に該当しない条項に関しては、役員会において協議、決定する。
- 2 会則は、総会出席会員の過半数の決議をもって改正することができる。

付則

- 1 この会則は1995年7月2日より施行する。
- 2 年会費は6,000円とし、うち3,000円は後輩助成金とする。
- 3 5年度以上会費未納の者は、退会とみなすことができる。
- 4 本会の事務所は、仮に
〒169-8050 東京都新宿区戸塚町1-104 早稲田大学校友会内におく。

賛助会員規定

第1条 規定は、規約第6章第 15 条第2項に基づいて定めるものであって、賛助会員に関する事項については、この規定の定めるところによる。

(資格・要件)

第2条 賛助会員として入会しようとする者は、会員の推薦により幹事会の承認を得なければならない。

(年会費)

第3条 賛助会員は、定められた期日までに年会費、10,000 円を納入しなければならない。うち 3,000 円は後輩助成金とする。

(権限)

第4条 賛助会員は、総会を除く本会のすべての活動に参加できる。

付 則

この規定は 2000 年 12 月 10 日より施行する。